

東と弁往來

第68回 法テラス多摩法律事務所 ～都市部で働くスタッフ弁護士～



会員 長谷川 翼 (69期)

2016年12月に弁護士登録し、東京弁護士会に入会。
弁護士法人東京パブリック法律事務所にて1年間養成を受ける。
2018年1月より法テラス多摩法律事務所にて勤務。現在に至る。

法テラス多摩法律事務所
(東京都立川市)

1. 「司法アクセス」の問題の解消のために

(1) 法テラス多摩法律事務所

現在、私は、東京都立川市にある法テラス多摩法律事務所（以下「当事務所」といいます）にて執務しています。当事務所のある立川市は多摩地域の中でも比較的大きな市です。最寄りの立川駅は複数の路線が乗り入れる多摩地域のターミナル駅です。このような都市部に私たちスタッフ弁護士が配置されているのは、「司法アクセス」問題の解消のためです。

(2) 都市部に潜む「司法アクセス」問題

「司法アクセス」問題と聞くと、「ゼロ・ワン地域」のような司法過疎地を思い浮かべる方が多いかもしれません。立川市には、市内だけでも約200人の弁護士がおり、いわゆる司法過疎地ではありません。しかし、このような都市部にも「司法アクセス」問題は潜んでいます。この問題に気付いたのは、養成を受けた東京パブリック法律事務所での経験がきっかけでした。

弁護士登録後の最初の1年間、私は、東京パブリック法律事務所（通称「東パブ」）で養成を受けました。東パブは、東京弁護士会の支援を受けて設立された、都市型公設事務所です。東パブに来る方は、手持ちのお金が数十円になるまで飲まず食わずで我慢していたり、大怪我をさせられるまでDVを耐えていたり、なかなか「弁護士にたどり着けなかった人」ばかりでした。弁護士にたどり着けなかった理由は、人それぞれでした。ある人は高齢や病気・障害、貧

困や言葉の違いでした。またある人は弁護士の敷居の高さでした。

このような、周囲に弁護士がいても相談に結び付かない状態こそが、都市部に潜む「司法アクセス」問題です。私たちには、都市部にいる「弁護士にたどり着けなかった人」を減らすことが求められています。

(3) 「弁護士にたどり着く」ために

当事務所に赴任後、私は、関係機関、特に自立相談支援機関との連携を進めてきました。現在、自立相談支援機関には、軽度の知的障害や発達障害、精神疾患の疑いのある方など、多くの「弁護士にたどり着けなかった人」が相談をしています。そして、そのうちの多くの方が、債務や養育費の不払い等、法的に解決可能な問題を抱えています。現在、このような方を対象に、1カ月に1回、巡回相談を行っています。

このような活動の結果、現在では、私の受任事件の依頼者のうち、半数以上の方は何らかの障害等（疑いも含む）のある方です。また、3分の1ほどは、病院や施設、ご自宅等へ出張して打合せを行う必要のある方です。

2. 「多摩地域の刑事弁護の担い手」として

(1) 法テラス多摩法律事務所と刑事弁護

また、当事務所には、「多摩地域の刑事弁護の担い手」としての役割も期待されています。

被疑者国選制度が始まる際、多摩地域では、人口

に比して弁護士数が少なかったことから、当事務所は、「多摩地域の刑事弁護の担い手」となることを期待され設置されました。このような経緯から、当事務所に所属するスタッフ弁護士は、東京三弁護士会多摩支部との間で覚書を締結しており、被疑者・被告人国選弁護については約4～6倍、裁判員裁判対象事件の国選弁護については約1.5～3倍の頻度で配点を受けています。そのため、当事務所のスタッフ弁護士だけで、多摩支部管内の被疑者・被告人国選弁護事件全体の約6～7%を受任しています。その他、当番弁護士等の他の名簿にも掲載されていることから、当事務所のスタッフ弁護士は、常時10件前後の刑事事件を受任しています。

(2) 刑事事件で出会う「弁護士にたどり着けなかった人」

当事務所に赴任後、私は、「弁護士にたどり着けなかった人」に、刑事事件の依頼者としても出会うことになりました。失業し家賃が払えず、立退きを求められ、強盗をしてしまった方、自力では生活保護を申請ができず、空腹に耐えかね、食べ物を盗ってしまった方などです。そして、このような依頼者の多くには、何らかの精神疾患や知的障害等の疑いがありました。

このような依頼者の抱える課題を整理し、環境を整え、適切な処分や判決を獲得することも、多くの刑事事件の配点を受け、「弁護士にたどり着けなかった人」に出会う可能性が高い私たちに求められている役割です。

3. 複合的な課題の解決のために

(1) 「弁護士にたどり着く」だけでは解決できない

しかし、「弁護士にたどり着く」だけでは、依頼者の抱える課題の解決はできません。

Aさんは学校中退後、仕事が見つからず、両親の援助を受けて生活をしていました。両親の財産が底をつくと、残りわずかな貯金を持って実家を出ました。しかし、すぐにその貯金も無くなりました。困ったAさんは、お金を貸してもらおうと市役所に相談に行き、生活保護を受給することになりました。生活保護受給後、Aさんには多額の債務があることがわかりまし



左：事務所周辺の様子
右：法テラス多摩法律事務所

た。担当ケースワーカーの紹介で、Aさんは法律相談に来ました。

受任後、Aさんには軽度の知的障害があることがわかりました。債務が形成された過程には、Aさんの知的障害が影響していることがうかがわれました。また、Aさんは破産申立てに必要な資料の取得や、家計表の作成に困難を抱えていました。そして破産した後、お金をどのように管理していくのか等、課題は山積みでした。

このように、今後、Aさんが安心して生活していくためには、Aさんの抱える複合的な課題を解決する必要があります。しかし、弁護士が解決することができるのは、これらの課題の一部だけでした。

(2) 連携して課題に取り組む

このような依頼者の抱える複合的な問題の解決のためには、それぞれの課題についての専門家が連携して取り組む必要があります。そのため、例えば、軽度の知的障害のある依頼者の破産事件では、債務整理と並行して、家計相談支援員が家計管理の支援を、市役所の障害福祉課が福祉的就労の支援を行う等、それぞれ役割分担をしつつ、依頼者の生活の支援をしています。

(3) 複合的な課題解決のためのスキームの構築

私たちスタッフ弁護士には異動があります。そのため、支援の継続性を確保するためにも、現在行っている巡回相談については、今後は、指定相談場所化に向けて活動していく予定です。また、生活支援の取組みについても、支援調整会議と結び付ける等、複合的な課題解決のためのスキームを構築したいと考えています。